

新道の駅における業務連携等に関する事前合意書

遊佐町（以下「甲」という。）と遊佐町総合交流促進施設株式会社（以下「乙」という。）は、乙と遊佐パーキングエリアタウン（新道の駅）（以下「本施設」という。）の指定管理者となる者（以下「新指定管理者」という。）との業務連携等に関する、次のとおり合意する（以下「本合意書」という。）。

（目的）

第1条 本合意書は、本施設における指定管理者としての管理運営業務（以下「指定管理業務」という。）を適正かつ円滑に実施するために、乙の持つ経験やノウハウ等を新指定管理者に提供するための業務連携等に関する事項を定めることを目的とする。

（業務連携等の範囲）

第2条 甲及び乙は、新指定管理者が実施する本施設の指定管理業務に関して、乙が以下の各号の事項について新指定管理者と連携する意向を有していることを確認する。

- (1) [本施設の維持管理業務]
- (2) [その他]

2 前項の業務連携等の範囲、具体的な内容及び条件等については、新指定管理者の意向を踏まえ、乙と新指定管理者の間で協議のうえ定める。

（甲の役割等）

第3条 甲は、本事業に関して甲が実施する公募プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、新指定管理者との業務連携等について、応募者に対して、本合意書の開示を含め必要な情報提供等を行う。乙は、甲による情報提供等に協力する。

2 甲及び乙は、本プロポーザルによる新指定管理者の決定後速やかに、新指定管理者との業務連携等について、新指定管理者との間で三者合意書（以下「三者合意書」という。）を締結するものとする。

（本合意書の終了）

第4条 本合意書は、以下のいずれかの事由が生じたときに終了する。

- (1) 本プロポーザルにおいて優先交渉権者が決定されなかったとき。
- (2) 本プロポーザルにおいて決定された優先交渉権者が指定管理業務を行わないことが明らかとなったとき。
- (3) 乙と新指定管理者との間で業務連携等に関する契約が締結されたとき。
- (4) 本合意書を終了することについて甲及び乙が合意したとき。

（協議）

第5条 本合意書に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本合意書に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定める。

以上を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年5月15日

甲 所在地 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202番地
名 称 遊佐町
代表者 町長 時田博機

乙 所在地 山形県飽海郡遊佐町菅里字菅野308番地の1
名 称 遊佐町総合交流促進施設株式会社
代表者 代表取締役 池田与四也

